

宿泊約款

適用範囲

1、当館が宿泊客との間で締結する宿泊約款およびこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項につきましては、法令または一般に確立された習慣によるもの
当館が法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優

宿泊契約の申込み

1、当館に宿泊契約の申し込みをする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当館が必要と認める事項

宿泊客が、宿泊中前項（2）の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた際、当館はその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

宿泊契約の成立等

宿泊契約は当館が前項の申し込みを承認したときに成立するものといたします。ただし、当館が承認しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

宿泊契約締結の拒否

当館は次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この規約によさないとき。
- (2) 満室によりお部屋の余剰がないとき。
- (3) 宿泊しようとするものが、宿泊に関し、法令または条例の規定、公の風紀・風俗に反する行為をする
- (4) 宿泊しようとするものが、伝染症患者であることが認められるとき。
- (5) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
- (6) 天災、施設の故障、その他やむ負えない事由により宿泊をさせることが出来ないとき。
- (7) 旅館業法及び、衛生の基準等に関する条例に規定する場合に該当するとき。
- (8) 宿泊同意書にご同意いただけないとき。
- (9) 虚偽の情報等により宿泊申込を受けたと認められるとき。
- (10) 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下
- (11) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であると
- (12) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

宿泊客の契約解除権

宿泊客は、当館に申し出て宿泊契約を解除することが出来ます。

当館は、宿泊客がその責めに帰すべき事由により、宿泊契約の全部及び一部を解除した場合は、後述※1の通り、違約金（キャンセル料金）を申し受けます。ただし、当館が個々事由により特約に応じた

当館は、宿泊客が事前に連絡をせず、宿泊当日の午後8時になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

当館の契約解除権

当館は次にあげる場合において、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をする恐れがあると認められた時、又は同行為をしたと認められたとき。
- (2) 宿泊しようとするものが、伝染症者であることが認められるとき。
- (3) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められるとき。
- (4) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることが出来ないとき。
- (5) 旅館業法及び、衛生の基準等に関する条例に規定する場合に該当するとき。
- (6) 客室での寝たばこ等、利用規約の禁止事項に従わないとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同法第2条第6号に規定する暴力団員（以下
- (8) 宿泊しようとする者が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他の団体であると
- (9) 宿泊しようとする者が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。

宿泊の登録

宿泊客は、宿泊当日、当館のフロントにおいて、次の項目を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所
- (2) 外国人にあっては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月
- (3) 出発日
- (4) その他当館が必要と認める事項

宿泊客が料飲の支払いを、クレジットカード等の通貨に得る方法により行おうとするとき、あらかじめ前項の登録時にそれらを提示していただきます。

利用規約の厳守

宿泊客は、当館の館内において、当館が定めて館内に提示した利用規約に従っていただきます。

営業時間

当館の主な施設等の営業時間は次の通りとし、その他の施設等の詳しい営業時間や営業時間の変更については備え付けの案内や各所提示、フロントサービスにてご案内いたします。

- (1) フロント・キャッシャーサービス

門限：フリー

フロントサービス：午前6時～午前0時まで

(2) 施設サービス時間

朝食：8時～9時、9時～10時（2部制）

夕食：17時30分～19時、19時40分～21時10分（2部制）

ラウンジ：7時～22時

室内ドッグラン：6時～21時

屋外ドッグラン：6時～日没

酸素カプセル：8時～23時

ショップ：7時～22時

大浴場：6時～12時、17時～24時

前項の項目は、必要や無負えない場合には随時に変更することがあります。その場合には適当な方法

料金の支払い

当館が宿泊客に客室を提供し、仕様が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合において前項の宿泊代金等の支払いは、通貨又はクレジットカード等の方法により、宿泊客の出発の際又は、当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

当館の責任

当館は、宿泊約款およびこれに関する契約の責任の履行にあたり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただ、それが当館の責めに帰すべき事由によるもので

契約したお部屋が提供できないときの取り扱い

当館は宿泊客に契約した客室を提供出来ないときは、宿泊の了解を得て、出来る限り同一条件による他の宿泊施設を斡旋することといたします。

当館は、前項の規定にかかわらず、他の宿泊施設のあっせんが出来ない場合は、違約金総額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償金に補填いたします。

寄託物等の取扱い

宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、紛失、破損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償いたします。ただし、現金および貴重品については、当館がその種類及び金額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わな

宿泊客が、当館内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについては、当館の故意または、過失により、滅失、損害等の損害が生じたときは、当館はその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び金額の明告のなかったものについて

宿泊客の手荷物又は、携帯品の保管

宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した際は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインされる際にお渡しします。

宿泊客がチェックインしたのち、宿泊客の手荷物又は、携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともに、その指示を求めるものといたします。ただし、所有者の指示がない場合または、所有者が判明しない際は、発見日を含め7日

駐車の責任

宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しする物であって、車両の管理責任まで追うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当館の故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

宿泊客の責任

宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客に対し、その損害を賠償してい

宿泊料金の算定方法

宿泊料金（販売プラン、条件による）＋追加飲食＋消費税＝宿泊客が支払うべき総額

備考1、子供料金は、小学生以下に適用します。

※1 宿泊客の契約解除にともなう、違約金の算定方法

・宿泊代金の総額（税込み）より、下記条件のもと違約金を申し受けます。

宿泊日7日前 宿泊料の10%

宿泊日1日前 宿泊料の20%

宿泊当日 宿泊料の50%

ご連絡なしの場合：宿泊料の100%

※ % は基本宿泊料に対する違約金の比率です。

※ 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分（初日）の違約金を収受しま